

## 大鰐町有料広告取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町の保有する資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 広告媒体とは、次に掲げる町の保有する資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

(1) 町の広報印刷物

(2) その他広告媒体として活用できる資産で、町長が認めるもの

### (広告掲載の基準)

第3条 掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの

(5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの

(6) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切で

ないもの

- (7) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれがあるもの
- (8) その他町長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、町長が別に定める。

(申込者の範囲)

第4条 広告の掲載申込みをすることができるものの範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公共団体その他これに類するもの
- (2) 企業、個人の事業者又は商店街等の連合体
- (3) その他町長が適当と認めたもの

(広告の募集)

第5条 町長は広報誌等により広告掲載希望者を募集することができる。

(広告掲載の優先順位)

第6条 掲載する広告の優先順位は、次の各号の順序とし、各号内においては先着順とする。

- (1) 町内に事業所等を有するものの広告
- (2) 県内（町内を除く。）に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に掲げるもの以外のものの広告

(広告の掲載位置、規格、掲載料等)

第7条 広告の掲載位置、規格、掲載料等は、広告媒体ごとに町長が指定し、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、広告掲載月の前々月末日までに、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告

案を添付して町長に提出しなければならない。ただし、掲載期間が年度を越える申込みをすることはできない。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申込書を受理したときは、第3条の規定に基づき、掲載の可否を決定し、広告掲載の決定を受けた者（以下「廣告主」という。）に廣告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(廣告掲載料の納付)

第10条 广告主は、町長の指定する期日までに一括前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

2 町長は、廣告掲載が決定した後、廣告主の責に帰さない理由により、廣告が掲載できなかったときは、廣告掲載料を還付する。

(廣告掲載の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、廣告掲載の決定を廣告主への催告その他手続きを要することなく取り消すことができる。

(1) 町長が指定する期日までに廣告掲載料を納入しなかったとき

(2) その他町長が、廣告掲載に支障があると認めたとき

(廣告主の責任等)

第12条 广告の内容に関する一切の責任は、廣告主が負うものとする。

2 原稿等の作成の経費は、廣告主が負担するものとする。

3 广告主は、廣告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、廣告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

5 町長は、第11条の規定により広告掲載を取消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。